

広島県における障害者差別解消法に基づく『合理的配慮』の提供事例について(平成29年度)

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
1 総務課	会議・研修		肢体不自由		会議の会場に近い駐車場の確保(会議出席者から)	会議の会場に近い駐車場の確保した。
2 総務課	会議・研修		聴覚・平衡機能		研修講師の読み原稿の提供(研修受講者から)	研修講師の読み原稿を提供した。
3 県税事務所	その他	減免受付会場	聴覚・平衡機能		聴覚障害の方が補助者を伴わず単独で来所された時の申出	筆談でのやり取りを行った。
4 県税事務所	その他	減免受付会場	肢体不自由		上肢不自由な方が補助者を伴わず単独で来所された時の申出	職員が代筆を行い、申請内容を本人に確認した上で受理した。
5 県税事務所	その他	減免受付会場	肢体不自由			窓口まで自力歩行で来られたが、所内では設置している車椅子を勧め利用してもらった。
6 県税事務所	窓口対応		聴覚・平衡機能			日常会話の簡単な手話でコミュニケーションをとるよう心掛けている。
7 県税事務所	窓口対応		視覚		自身に通知書が送付されても確認する事が出来ないとの申出	点字等の対応が現段階で難しく、通知前に本人へ電話連絡し説明を行った。今後も該当となる視覚障害者へは同様の対応をとる予定である。
8 県税事務所	窓口対応		肢体不自由			介助者が同伴していない場合は、エレベーターや玄関口まで付き添いを行った。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
9 広報課	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			平成29年6月18日(日)に実施した、不特定多数の県民を対象とするイベント「欲張りライフ懇談会」(広島会場)において、会場の前方に手話通訳者及び要約筆記を配置した。
10 広報課	イベント・フォーラム		肢体不自由			平成29年6月18日(日)に実施した、不特定多数の県民を対象とするイベント「欲張りライフ懇談会」(三次・福山・広島会場)において、あらかじめ車椅子の観客席を設けた。
11 自治研修C	会議・研修		聴覚・平衡機能		研修受講時に手話通訳が必要である。	手話通訳者を配置
12 自治研修C	会議・研修		聴覚・平衡機能		研修受講時に要約筆記が必要である。	要約筆記者を配置
13 自治研修C	会議・研修		肢体不自由		車で来所するため駐車場が必要である。	車椅子で来所する障害者用に駐車場の確保
14 人権男女共同参画課	イベント・フォーラム		視覚			不特定多数の県民を対象とする「ヒューマンフェスタひろしま」において転倒防止のため障害物を配置しないようにした。
15 人権男女共同参画課	イベント・フォーラム		視覚			不特定多数の県民を対象とする「ヒューマンフェスタひろしま」の広報用チラシにおいて音声コードを掲載した。
16 人権男女共同参画課	会議・研修		聴覚・平衡機能			不特定多数の県民を対象とする「人権啓発指導者養成研修会」において要約筆記の事前申し込みを受け付けた。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
17 人権男女共同参画課	会議・研修		聴覚・平衡機能			不特定多数の県民を対象とする「広島県男女共同参画研修会」において手話通訳者を配置した。
18 人権男女共同参画課	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			不特定多数の県民を対象とする「ヒューマンフェスタひろしま」において手話通訳及び要約筆記を設置した。
19 人権男女共同参画課	イベント・フォーラム		肢体不自由			不特定多数の県民を対象とする「ヒューマンフェスタひろしま」において車椅子で来場する障害者用に駐車スペースを確保した。
20 県民活動課	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		交通安全の表彰式の際、被表彰者から手話通訳者を配置して欲しいとの申出があった。	「平成29年度広島県交通安全県民大会」において、手話通訳者を配置した。
21 県民活動課	会議・研修		聴覚・平衡機能		聴覚障害者が出席するので、手話通訳をお願いしたいとの申し出があった。	「平成29年度広島県・市NPO法人実務者研修」において、手話通訳者を配置し、その目の前の席を確保した。
22 県民活動課	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			社会貢献活動を行う企業、NPO、大学等が一堂に会し、活動発表、交流等を行う「たちまち全員集合」において、手話通訳者を配置した。
23 大学教育振興担当 (県立広島大学)	教育		内部障害		入学試験における服薬、別室受験	入学試験において、服薬及び別室受験の許可を行った。
24 大学教育振興担当 (県立広島大学)	教育		難病		入学試験における服薬、別室受験	入学試験において、服薬及び別室受験の許可を行った。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
25 大学教育振興担当 (県立広島大学)	教育		聴覚・平衡機能		入学試験における補聴器又はFMマイクの使用, 座席を前列へ配席, 文書伝達	入学試験において, 補聴器又はFMマイクの使用許可, 座席の前列への配席, 及び文書伝達を行った。
26 地域福祉課	会議・研修		聴覚・平衡機能		研修内容の理解のため, 手話通訳者を配置して欲しい。	介護保険事業者集団指導研修において手話通訳者を配置した。
27 地域福祉課	会議・研修		聴覚・平衡機能		聴覚障害のため, 要約筆記者を配置してほしい。	広島県社会福祉審議会において, 要約筆記者を配置した。
28 雇用労働政策課	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能			障害者合同面接会における手話通訳の配置 H29.10.3 広島会場, H29.10.6 福山会場
29 教育センター	会議・研修		聴覚・平衡機能		補聴器を持っているが片方の耳はほとんど聞こえない	講師の音が聞き取りやすい位置に配席した
30 教育センター	会議・研修		視覚		通常の研修資料では見えない	研修受講者の机上にモニターを設置した
31 教育センター	会議・研修		視覚		通常の研修資料では見えない	研修資料を拡大した
32 教育センター	会議・研修		視覚		通常の研修資料では全く見えない	点字の研修資料を作成した
33 教育センター	会議・研修		視覚		通常の研修資料では見えない	本人所有のタブレット端末に研修資料を事前に配布した
34 学校経営支援課	会議・研修		聴覚・平衡機能			聴覚障害者が参加する会議であったため, 手話通訳者を配置した。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
35 乳幼児教育支援センター	会議・研修		聴覚・平衡機能		手話通訳者の配置希望(研修説明会参加のため)	幼稚園長及び教員等を対象とする説明会において手話通訳者を配置した。
36 義務教育指導課	会議・研修		聴覚・平衡機能		手話通訳者の配置希望	会議等において手話通訳者を配置した。
37 教職員課	その他	教員採用試験	視覚		点字による受験を希望。点字板, パーキンズプレイヤー, 触読式時計の持込を希望。	試験問題を点訳し, 提供した。点字板, パーキンズプレイヤー, 触読式時計の持込及び点字による解答を認めた。
38 教職員課	その他	教員採用試験	視覚		パソコンによる音声読み上げソフトを利用しての受験を希望。	音声読み上げソフトがインストールされた受験者のパソコンの持ち込み・使用を認め, 受験させた。解答については, ワードに入力させた。
39 教職員課	その他	教員採用試験	視覚		拡大読書器の使用を希望。	県立広島中央特別支援学校から拡大読書器を2台(受験者1名につき2台(1台は予備))借用し, 受験させた。
40 教職員課	その他	教員採用試験	視覚		拡大文字による文書提供を希望。(例)14ポイント以上, 22ポイント以上など	対象者が希望するポイント以上の拡大文字による文書を作成し, 配付した。
41 教職員課	その他	教員採用試験	聴覚・平衡機能		放送等による指示について, 文字で示すことを希望。	放送と同じタイミングで, 放送原稿を示し, 指さしをしながら提示した。
42 教職員課	その他	教員採用試験	聴覚・平衡機能		FMマイクの持ち込みを希望。	FMマイクの持ち込み・使用を許可するとともに, FMマイクの性質について, 他の受験者に事前説明を行い, グループワーク試験を実施した。
43 教職員課	その他	教員採用試験	聴覚・平衡機能		手話通訳者の配置を希望。	手話通訳者を配置した。
44 教職員課	その他	教員採用試験	聴覚・平衡機能		要約筆記者の配置を希望。(手話が十分に使えないため)	要約筆記者を配置した。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
45 教職員課	その他	教員採用試験	聴覚・平衡機能		口話のため、座席を前方にすることを希望。	前方の座席を指定した。説明者、面接官等は、受験者の方を向き、ゆっくりとはっきりと話した。
46 教職員課	会議・研修		視覚		研修等が行われる前に本人に電話で希望を聴取し、本人の希望に応じた環境整備を行っている。内容は、右記のとおり。	拡大印刷資料配付、資料の事前送付、会場内の移動の誘導、座席指定時の個に応じた配慮、アンケートの代筆
47 教職員課	会議・研修		聴覚・平衡機能		研修等が行われる前に本人に電子メールで希望を聴取し、本人の希望に応じた環境整備を行っている。内容は、右記のとおり。	手話通訳者の配置、指示文書交付、座席を前方に設定(読話のため)
48 特別支援教育課	会議・研修		聴覚・平衡機能		手話通訳の実施	手話通訳者の配置
49 特別支援教育課	会議・研修		視覚		配付資料の事前送付	配付資料の事前送付
50 特別支援教育課	会議・研修		視覚		配付資料の拡大座席の配慮	配付資料の拡大最前列に配席
51 特別支援教育課	その他	技能検定	聴覚・平衡機能		手話通訳の実施	手話通訳者の配置
52 特別支援教育課	その他	技能検定	聴覚・平衡機能		聞こえへの配慮	聞こえやすい右側から大きめの声で連絡・指示する
53 特別支援教育課	その他	技能検定	肢体不自由		義足での受検に対する配慮	作業内容の変更許可(左足を床に着けての作業を右足に変更)
54 特別支援教育課	その他	技能検定	知的障害		心理的不安への配慮(長時間待つことが苦手)	受検開始時刻の調整(検定会場での待機時間をできるだけ短くする)

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
55 公務員課	雇用・就業		聴覚・平衡機能		身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験第1次試験において、手話通訳希望者1名がいた。	試験当日、手話通訳者を配置し、受付対応、試験説明、その他の随時説明での手話通訳を行った。
56 公務員課	雇用・就業		視覚			身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の受験案内及び申込書の印刷において、紙は白色の上質紙、文字色は濃緑色を使用し、文字と背景で色の明るさに差をつけた。
57 公務員課	雇用・就業		視覚			身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験において、点字版の受験案内を作成した。
58 交通部 運転免許課	窓口対応		肢体不自由		免許関係で来庁した際、足が不自由である旨を申し出た。また、申し出てはな いが車いすで来庁した。	○障害者用駐車枠の設置（広島運転免許センター3枠、東部運転免許センター9枠） ○車いすの設置（広島運転免許センター2台、東部運転免許センター1台） ・障害者本人の申出により車いすを貸し出し、移動の補助を行った。 ・車いすでの来庁者に移動の補助を行った。
59 交通部 運転免許課	窓口対応		聴覚・平衡機能		耳が聞こえないため窓口勤務員等とやりとりができない。	手話講習を受講した警察官等による手話とホワイトボード(筆談)を併用した説明を行い、耳が聞こえない来庁者を支援した。
60 交通部 運転免許課	教育		聴覚・平衡機能		停止処分者講習を受講したいが耳が聞こえない。	障害者本人から福山市へ手話通訳の依頼があり、福山市手配の通訳人が講習会場の正面で講習内容を通訳するとともに、手話講習を受講した警察職員が障害者本人の隣で通訳の補助を行った。
61 交通部 運転免許課	窓口対応		聴覚・平衡機能		免許更新に来庁したが、耳が聞こえないので案内をして欲しい。	障害者本人の依頼により、手話講習を受講した警察職員が、一連の免許更新の手続きについて手話通訳を行った。
62 広島中央警察署	窓口対応		聴覚・平衡機能		耳が聞こえにくいので筆談してほしい。	筆談で対応したり、相手方が聞き取りやすい位置に移動して、声をかけ対応した。

【合理的配慮の提供(法7条第2項関係)】

所属	どのような場面で		どのような障害をお持ちの方に		障害者本人からの合理的配慮の提供に関する申出内容	合理的配慮の提供内容
	場面	「その他」の場面	障害種別	「その他」の障害種別		
63 広島中央警察署	窓口対応		肢体不自由		届け出用紙に字を書けないので代筆してほしい。	職員が申出内容を代筆した。
64 広島中央警察署	窓口対応		肢体不自由		カウンターで立って書類作成できないので座って行わせてほしい。	来庁者用ソファに座ってもらい、対応した。
65 広島南警察署	イベント・フォーラム		聴覚・平衡機能		なし	警察・区役所・消防などが協同して行う防犯啓発イベントにおいて、ステージ発表の内容を随時要約筆記によりスクリーンに写し、聴覚障害者にも内容が分かるよう配慮した。